

年金未裁定者に対する転居先調査について

ー 農林年金の登録住所と相違している方への確認を実施 ー

農林年金では、制度完了に向けて各種課題に取り組んでいます。その一環として今回、年金未裁定者に対する転居先調査を実施いたしました。

農林年金が保有する個人データベースに住所情報が登録されているものの、登録住所から転居されている可能性がある方に、次のとおり転居先調査を実施しました。

1 対象者

年金未裁定者(第2号特例一時金対象者)である約55万人中、転居した可能性のある101,967人(昭和32年4月2日以降生まれ…平成32年度以降、支給開始年齢に到達する者)が、対象となります。

2 調査方法

(1) 登録住所確認(訂正)書の送付

農林年金の個人データベースにある氏名、生年月日、性別と一致する方の住所情報を「住民基本台帳ネットワーク」から提供を受け、農林年金の登録住所と一致しない方(転居者)について、住民基本台帳ネットワーク所収の住所宛てに、「登録住所確認(訂正)書」を送付しました。

(2) 本人確認方法

氏名、生年月日、性別が一致していても、同姓同名の可能性のあることから、登録住所確認(訂正)書に「農林漁業団体に勤めていた時期・団体名・団体所在地・過去にお住まいの住所」を記入いただき、本人確認をします。

(3) 登録住所の更新

登録住所確認(訂正)書により確認した住所に、農林年金の登録住所を更新します。

3 調査実施時期

平成30年2月5日に、「登録住所確認(訂正)書」等を発送いたしました。

【参考】転居先調査に係る今後の予定

| | 時 期 | 内 容 |
|---|-----------|------------------|
| ① | 平成30年2月5日 | 転居先調査の開始 |
| ② | 平成30年3月5日 | 登録住所確認(訂正)書の提出期限 |
| ③ | 平成30年5月末 | 転居先調査作業の完了 |

〈この件についてのお問い合わせ先〉
相談センター：03 - 6811 - 0550